社会福祉法人 本巢市社会福祉協議会公印規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人本巣市社会福祉協議会(以下「本会」という。) の公印の保管、使用その他公印に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類等)

- 第2条 公印の名称、寸法、書体、保管責任者、用途及び個数は、別表1のとおりと し、公印のひな型は、別表2のとおりとする。
- 2 公印は、保管責任者において盗難、不正使用のないよう保管しておかなければな らない。

(公印の総括管理)

- 第3条 公印に関する事務は、事務局長が総括する。
- 2 事務局長は、公印の保管の状況その他公印に関して必要な事項について調査し、 又は保管責任者に対して報告を求めることができる。
- 3 事務局長は、公印台帳(様式第1号)を備え、公印に関して必要な事項を搭載し、 整理して公印の管理の状況を明らかにしておかなければならない。

(公印の保管)

- 第4条 保管責任者は、公印を常に堅固な容器に納め、勤務時間外、勤務を要しない 日にあっては保管場所を定め厳重に保管しなければならない。
- 2 公印は、所定の保管場所以外の場所に持ち出してはならない。だだし、本会の会長(以下「会長」という。)が必要と認めたときは、この限りでない。

(公印の新調、改刻又は廃止)

- 第5条 公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、会長の決裁を受けなければならない。
- 2 公印を新調し、改刻し、又は廃止したときは、速やかに公印新調(改刻)届(様式第2号)又は公印廃止届(様式第3号)を会長に提出しなければならない。
- 3 改刻又は廃止のため不用になった公印は、速やかに事務局長に提出しなければな らない。
- 4 事務局長は、前項の規定により提出された公印は、5年間保存の後、焼却又は裁断によって処分しなければならない。

(公告)

第6条 公印を新調、改刻又は廃止したときは、速やかに公印の名称、使用開始又は 廃止の年月日及び印影その他必要な事項を本会定款第44条の規定により公告しな ければならない。

(公印の使用)

- 第7条 公印を使用するときは、次の手続きによらなければならない。
 - (1) 公印の押印を受けようとする者は、押印を受けようとする文書に決裁原義、 その他証拠書類を添えて文書を提出する。
 - (2) 保管責任者は、前号の提出を受けたときは、決裁原義その他証拠書類と対照 審査し、相違ないことを確認のうえ、公印を使用させるものとし、保管責任者 は、決裁原義の公印欄に認印を押さなければならない。

(公印の刷込み)

- 第8条 公印は、特に必要があると認められるときは、証票等にその印影を印刷することができる。この場合においては、刷込みのつど当該保管責任者を経て、会長に公印刷込承認願(様式第4号)を呈示して承認を受けなければならない。印刷に使用した印影の原版は、公印の取扱いに準じ、事務局長が保管するものとする。
- 2 前項の場合において、必要があるときは、当該印刷を拡大又は縮小することができる。

(公印の事故届)

第9条 公印の保管責任者は、公印に盗難、紛失、偽造、変造等の事故があったときは、公印事故届(様式第5号)により、直ちにその旨を事務局長に届け出なければならない。

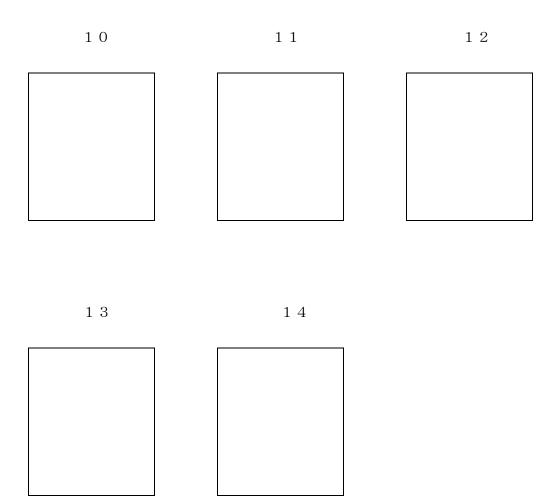
(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

- この規程は、公布の日から施行する。 (全部改正) 附 則
- この規程は、2024年4月1日から施行する。

番号	名称	寸 法 (mm)	書 体	保管責任者	用途	個数
1	社会福祉法人本巣市社会福祉 協議会長之印	方 24 縦	れい書体	事務局長	登記関係用	1
2	社会福祉法人本巣市社会福祉 協議会長之印	方 21 縦	れい書体	事務局長	一般文書用書	1
3	社会福祉法人本巣市社会福祉 協議会印	方 21 縦	れい書体	事務局長	一般文書用	1
4	社会福祉法人本巣市社会福祉 協議会長之印	方 21 縦	れい書体	地域福祉課長	施設利用許可・ 各種領収等用	1
5	共同募金会 本巣市支会長之印	方 21 縦	古印体	地域福祉課長	共同募金配分事 業用	1
6	社会福祉法人 本巣市社会福祉協議会長之印	丸 18	てん書体	事務局長	銀行用	1
7	本巣市居宅介護支援センター 之印	方 21 縦	古印体	介護事業課長	介護認定事業用	1
8	本巣市ヘルパーステーション もとす印	方 18 縦	古印体	介護事業課長	介護保険事業用	1
9	本巣市地域包括支援センター 長之印	方 21 横	てん書体	総合支援課長	地域包括支援 事業用	1
10	本巣市地域包括支援センター 之印	方 21 横	てん書体	総合支援課長	地域包括支援 事業用	1
11	本巣市障がい者就労支援センター 所長印	方 21 縦	古印体	自立支援課長	就労支援セン ター事業用	1
12	本巣市障がい者就労支援セン ターみつば印	方 18 縦	古印体	自立支援課長	みつば事業用	1
13	本巣市障がい者就労支援セン ター杉の子印	方 18 縦	古印体	杉の子管理責 任者	杉の子事業 用	1
14	本巣市障がい者就労支援セン ターほたる印	方 18 縦	古印体	ほたる管理責 任者	ほたる事業用	1



公 印 台 帳

公印名		書体	
		寸 法	
使用開始	年 月 日	廃止	年 月 日
		理由	摩滅、職制変更、その他
用 途			
保管責任者	職名		
	氏名	印影	
摘 要			

11	r	\\	≠⊞	/ → L.	<u> </u>	
公	印	新	글남	(改	刻)	届
Δ	- 1	<i>1</i> 7/1	ᄗᄼᄓ	(🗆 🗶	グリ /	/Ш

社会福祉法人

本巣市社会福祉協議会長 様

提出年月日

保管責任者職名

氏 名 ⑩

公印規程第5条の規定に基づき、公印の新調(改刻)を、下記のとおり届出します。

記

1	公印の名称					
2	印影					
3	書体及び寸法					
4	理由					
5	新調(改刻)年月日	年	月	日		
6	使用開始年月日	年	月	日		
7	旧公印提出年月日	年	月	日		
8	備考					

- 備考 1 薄紙に印影を2個押したものを別に添付すること。
 - 2 旧公印印の提出年月日が改刻印使用開始の日から5日を越えるときは、 その理由を附記すること。

印 廃 止 届
提 出 年 月 日 保管者 ^卸
公印の廃止を、下記のとおり届出します。 記
年 月 日
年 月 日

備考 廃止公印の提出年月日が廃止の日から5日を越えるときは、その理由を附 記すること。

八	印	品山	认	承	認	脜
$\overline{}$	- -	\lib.j	~	/ 丁 \	H/L/	川沢

提出 年 月 日

社会福祉法人 本巣市社会福祉協議会長 様

所属名名

公印規程第8条の規定に基づき、公印を使用したいので、下記のとおりご承認願います。

記

証票等の名称		刷込枚数		
公印の種類		寸法 (ミリメートル)		
公印刷込みを 必要とする理由		備考		
		備考		

公	印 事 故 届
社会福祉法人本巢市社会福祉協議会長	様
	提 出 年 月 日 保管者責任者職名 氏名 即
会印規程第9条の規程に基づき	き、公印の事故を下記のとおり届出します。 記
1 公 印 名	
2 書体及び寸法	
3 事故発生年月日	
4 事故の内容	
5 事故発生後の処理	
6 備 考	